

お知らせします

紙上からお礼申し上げます

郷土の史料として保存・活用するため、次の方からご寄付をいただきました。紙上からお礼申し上げます(敬称略)。
武藤優美子

住宅の応急修理制度が終了します

東日本大震災により、り災証明で半壊以上の被害を受け、住宅の応急修理制度を申請し、手続きが完了していない方は、3月31日で制度が終了します。期限内に工事完了報告書などの提出ができない場合、制度の利用ができなくなりますのでご注意ください。

☎建設課 ☎22-1326

軽自動車の名義変更や車検はお早めに

毎年3月は軽自動車の名義変更、廃車などの各種手続きや検査申請が集中し、大変混雑します。特に週末や中旬以降に集中するため、長時間お待ちいただく場合があります。これらの手続きが必要な方は、早めに手続きをお済ませください。

●窓口の受付時間

・午前の部 8:45～11:45
・午後の部 13:00～16:00

※土・日・祝日は閉庁

☎軽自動車検査協会宮城主管事務所 (仙台市宮城野区苦竹4-2-20) ☎022-284-1368

復興のため次の方々からご寄付をいただきました。紙上よりお礼申し上げます。

※記載漏れやお名前に間違いがありました場合はご了承ください。また、敬称は略させていただきます。

小宮優美子、白石東中学校1学年ボランティアグループ、タケウチミサオ、遠藤紘志、タケダジュンイチ、山田乳業(株)、タチカワユキ、川村要一郎(平成25年1月1日から31日まで)

※震災後からの合計 673件・103,322,702円

平成25年度高齢者タクシー利用助成券を交付します

公共交通機関を利用できない満65歳以上の在宅高齢者の方に、タクシー料金の一部を助成します。下記の要件にすべて該当する方が対象です。利用を希望する方は、手続きをしてください。

●対象者 ①要介護3以上の認定を受けている方、②市民税非課税の方、③市税などに滞納がない方

●助成内容 助成券は、1カ月当たり3枚(1枚500円分)を単位として交付します。ただし、重度心身障害者移動サービス利用助成券の交付を受けている方は利用できません。

●申請に必要な物

印鑑、介護保険被保険者証

●受付開始日 3月1日(金)

※助成券の交付は、申請月の翌月分からです。該当要件を確認し、対象者には4月上旬までに郵送で交付します。

●申請場所 長寿課、市民課福祉窓口
☎長寿課 ☎22-1361

原付バイク・軽自動車などの廃車・名義変更手続きはお早めに

原付バイクや農耕作業車、軽自動車などは、4月1日現在で登録されている方に1年分の軽自動車税(※)が課税されます。現在使用していない車両を登録したままの場合や、名義人が死亡・転出している場合は、3月末までに廃車・名義変更手続きを済ませてください。3月は、軽自動車の登録・廃車の手続きなどで窓口が大変混雑します。できるだけ早い時期に手続きをお済ませください。※軽自動車税は、月割りで課税されたり、還付されたりすることはありません。

●車種別の手続き先

- ・原付バイクや農耕作業車など 税務課 ☎22-1313
- ・軽四輪・軽二輪など 軽自動車検査協会宮城主管事務所 ☎022-284-1368
- ・二輪小型自動車 東北運輸局宮城運輸支局 ☎050-5540-2011

市民課・税務課・収納管理室・健康推進課の窓口時間を延長します

●19時までの時間延長日

3月25日(月)・26日(火)
※納税相談窓口は20時まで利用可。

●休日窓口開設日時

3月31日(日)・4月7日(日)
9:00～16:00

●窓口取り扱い内容 住民異動届(転入・転出・転居など)、国民年金、国民健康保険の手続き、印鑑登録、住民

票、戸籍謄抄本、印鑑証明などの交付、所得証明などの交付、納税相談など。※内容により取り扱いできないものがあります。詳しくは、お問い合わせください。本人確認のため運転免許証や保険証などをお持ちください。

☎市民課 ☎22-1312
税務課・収納管理室 ☎22-1313
健康推進課 ☎22-1362

市民税・県民税の申告相談は3月15日(金)まで

申告は、市民税・県民税の算定や、国民健康保険税、後期高齢者保険料などの資料となる大切な手続きです。忘れずに、申告を行いましょう!

☎税務課 ☎22-1313

高齢者ミヤコーバス乗車証を交付します

満70歳以上の方に、ミヤコーバス白石遠刈田線(福岡方面)の乗車証と乗車券を交付します。

乗車券交付枚数は1カ月当たり4枚(1乗車:100円負担)です。

※白石蔵王駅～白石駅前間をご利用の方は、市民バスきゃっするくん「白角線・大張線」をご利用ください。

●対象者 平成25年度内に満70歳以上となる方(昭和19年4月1日までに生まれた方)で、ミヤコーバス白石遠刈田線(福岡方面)を利用する方

●手続きに必要な物 印鑑

●申請日時・場所

場 所	日 時
市役所 2階第2 会議室	3月29日(金)・4月1日(月)・2日(火) 9:00～11:30、13:00～15:00

※指定日に手続きできなかった方は4月3日(水)以降、市民課福祉窓口または長寿課で随時手続きができます。

☎長寿課 ☎22-1361

ご存じですか?

特別障害者手当と障害児福祉手当

■特別障害者手当

精神または身体に著しく重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別な介護を必要とする、在宅の20歳以上の方に支給します。※施設入所者や3カ月以上の入院者は除きます。

●手当月額 26,260円

■障害児福祉手当

精神または身体に重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする、在宅の20歳未満の方に支給します。※障害年金受給者や施設入所者は除きます。

●手当月額 14,280円

※各手当ともに、本人や扶養義務者の所得制限などの要件があります。手続きに必要な書類は福祉事務所に備え付けていますので、詳しくはお問い合わせください。

☎福祉事務所 ☎22-1400

4月から祝日もごみを収集します

3月まで、祝日はごみの収集をお休みしたり、曜日を変更したりしていましたが、4月からは祝日もごみの収集を行います。

広報しろいし2月号9ページに「ごみ収集日カレンダー(2月分～5月分)」を掲載していますので、ご確認ください。また、昨年11月から旧ごみ袋は使用できなくなりました。旧ごみ袋で出した場合は、回収されません。新しいごみ袋に入れ直し、次の回収日に出してください。

■ごみ袋は「レジ袋型2種類」です
もやせるごみ袋 資源ごみ
もやせないごみ袋 (透明・赤文字)
(黄色)



☎生活環境課 ☎22-1314

3月1日から7日まで春季火災予防運動を実施します

～消すまでは 出ない 行かない 離れない～
(平成24年度全国統一防火標語)

宮城県では、平成20年6月1日から住宅用火災警報器の設置が義務化され、住宅用火災警報器の普及が進んでいます。市内でも住宅用火災警報器が作動し、火災を未然に防いだ事例が報告されています。

火災を未然に防ぎ、多くの尊い命を守るため、住宅用火災警報器を設置していない方は、早めに設置してください。また、空気が乾燥して火災が発生しやすい時期です。火気の取り扱いには十分注意してください。

●悪質訪問販売にご注意を

住宅用火災警報器の設置義務化と消火器の規格改正に伴い、消防職員などを装って、火災警報器や消火器を高額な価格で訪問販売する事例が増えています。

「おかしい」「怪しい」と思ったら、「買いません」とはっきり断り、消防署にご連絡ください。

☎白石消防署 ☎25-2259

異動の時期は国民年金の届け出が必要です

☎大河原年金事務所 ☎0224-51-3113 市民課 ☎22-1312

結婚や就職、転職、退職などで、国民年金第1号被保険者に変更になった方は、2週間以内に手続きが必要です。詳しくは、お問い合わせください。

■国民年金の手続き				
変 更 前	異 動 内 容	変 更 後	手 続 き 場 所	手 続 き に 必 要 な 物
第1号被保険者 (学生・自営業者など)	就職して厚生年金などに加入したとき	第2号被保険者	勤務先	勤務先にお問い合わせください
	厚生年金などに加入している配偶者に扶養されるようになったとき	第3号被保険者	配偶者の勤務先	配偶者の勤務先にお問い合わせください
	住所や氏名が変わったとき	引き続き第1号被保険者	市民課国民年金相談係	年金手帳・印鑑
第2号被保険者 (会社員・公務員など)	60歳になる前に退職したとき	第1号被保険者	市民課国民年金相談係	年金手帳・印鑑・資格喪失証明書
	退職し、厚生年金などに加入している配偶者に扶養されるようになったとき	第3号被保険者	配偶者の勤務先	配偶者の勤務先にお問い合わせください
	住所や氏名が変わったとき	引き続き第2号被保険者	勤務先	勤務先にお問い合わせください
第3号被保険者 (第2号被保険者に扶養されている配偶者)	就職して厚生年金などに加入したとき	第2号被保険者	勤務先	勤務先にお問い合わせください
	配偶者が退職したとき、または扶養されなくなったとき	第1号被保険者	市民課国民年金相談係	年金手帳・印鑑・資格喪失証明書

※日本国内に居住している20歳から60歳までの方は、国民年金の被保険者です。